

建設現場における建設工事従事者を対象とする新たな安全衛生確保のための制度構築に資する研究
 (令和3年度厚生労働科学研究費補助金(労働安全衛生総合研究事業))
 報告書(抜粋)

○ ヒアリング調査の目的

建設現場における一人親方等の労働安全衛生環境の実態調査のため、事業者を対象としてヒアリング調査を実施した。本ヒアリング調査の目的は以下の3点である。

1. 一人親方に対する安全衛生教育方法
2. 現場にいる一人親方の把握方法と指導方法
3. 一人親方との契約方法についてヒアリングし、労働実態を把握

○ ヒアリング調査結果及び考察

対象	ヒアリング結果
土木事業者 (1社)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設現場では新規入場者教育にて一人親方であることを把握し、安全衛生教育をしている。 ・ 作業中の現場において、一人親方、労働者の区別なく、別け隔てなく安全指導を実施している。なお、現場巡回中の識別も困難である。 ・ KY活動、朝礼は区別なく全員を対象としている。例えば、朝礼に遅れたら誰であろうと、その日は現場には入れない。
設計コンサルタント (1社)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には直接契約はなく、再々委託は禁止しているので、該当者はいないという判断。ただし、測量業者、地質調査に絡むモノレールの設置工事の方、環境調査の猛禽類調査はおそらく個人事業主がいる(一人親方かどうかはわからない)。 ・ 基本事項の外注仕様書というものがあり、発注する作業に関して安全・衛生の確保に必要な事項が記載されている。 ・ 現地で着手時に現場乗り込み安全教育として用意した資料で説明することもあるし、その他現場でKY活動、危険予知活動を行う。新規入場者研修で現場ごとに重要な現場については安全研修をおこなっている。 ・ 役員や安全専門部門がパトロールに回ることもある。

<p>ハウスメーカー (5社) ※ 2次下請けに一人親方等が登録されている事業者も含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全衛生については新規入場者教育, 送り出し教育で実施しており, 書面・口頭説明両方実施している。 ・ 現場に KY 日誌が置いてあり, 朝礼に参加していない場合はそれを確認する形態をとってる事業者が複数社あった。 ・ 全ての事業者が労働者と一人親方を区別して指導はしていない。現場巡回では見分けもつかない。 ・ ただし, 一人親方かどうかは入場時に把握していることがほとんど。 ・ 労災の特別加入を義務化している業者は4社。残り1社も義務化はしていないが推奨はしている。 ・ 一人親方のみで作業することがあり, その際の安全管理は十分でない場合がある。 ・ 自社の職業訓練校をもち, その中で安全についても教育しているメーカーもあった。 ・ 各社とも, 一人親方等の被災情報をすべて集約しており, 管理・分析されていた。
<p>設備事業者 (1社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1次下請け業者経由で, 送り出し実施教育資料に基づき安全衛生教育を実施している。元請け及び弊社の基本安全ルール。現場独自の注意事項等。 ・ 日報, シートにて日々作業に対する注意事項を記載している。労働者と一人親方の区別はしていない。 ・ 1次下請け業者から事前に弊社資料にて送り出し実施教育を行い, 現場新規入場時に新規入場者教育を行っている。 ・ 一人親方が入場する前に, 特別労災保険に加入しているか確認する。未加入の者は入場させない。 ・ 一人親方を見分けることは特に行っていない。 ・ 現場巡回時の安全指導については, その場で直ちに指導すべき事項(危険行為)があれば, 当該作業員に直接指導している。緊急性を要する事項以外については, 現場代理人(および担当者)や, 一次下請業者担当者へ指導している。 ・ 一人親方の人数は現場全体の3割。